

## 平成27年度第2回函館市地域包括支援センター運営協議会 会議録

- 開催日時 平成27年11月10日（火） 18:30～20:00
- 開催場所 市役所本庁舎 8階大会議室
- 承認事項
  - (1) 介護予防支援業務の一部委託に係る指定居宅介護支援事業者について
  - (2) 函館市地域包括支援センター運営法人の選定について【非公開】
- 協議事項
  - (1) 函館市地域包括支援センターの収支決算について
  - (2) 函館市地域包括支援センターの事業評価について
  - (3) 地域密着型サービス事業所の指定等について
  - (4) その他
- 出席者

委 員	岩井 祐司会長, 齋藤 征人副会長, 中村 清秋委員, 佐々木 大介委員, 高橋 陽子委員, 柏原 美之委員, 西谷 小百合委員, 新館 功委員, (計8名)	
事 務 局	藤田 秀樹	保健福祉部長
	大泉 潤	保健福祉部次長
	佐藤 進二	保健福祉部 高齢福祉課長
	鈴木 秀明	保健福祉部 介護保険課長
	阿部 司	保健福祉部 指導監査課長
	板谷 みゆき	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口主査
	塚本 哲路	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口主査
	加藤 悦子	保健福祉部 高齢福祉課 家族介護支援担当主査
	杉澤 充代	保健福祉部 介護保険課 介護サービス担当主査
	中釜 亨	保健福祉部 介護保険課 管理・計画担当主査
	山中 輝彦	保健福祉部 指導監査課 高齢者担当主査
	伊東 篤	保健福祉部 亀田福祉課 介護・高齢・障がい相談窓口主査

- 傍 聴  
9人
- 議 事

### 1 開会

(板谷主査)

本日は、大変お疲れのところご出席いただき、ありがとうございます。  
ただ今から、平成27年度第2回函館市地域包括支援センター運営協議会を開催いた

します。

はじめに、本日の出席状況でございますが、委員定数10名中8名の委員の方のご出席をいただいております。「函館市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第5条第2項の規定により、半数以上の委員の出席でございますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前配付いたしました資料ですが、「会議次第」と「資料1から資料4」までをお送りしております。本日も持参いただきましたでしょうか。

次第の4承認事項(1)「函館市地域包括支援センター運営法人の選定について」ですが、応募があった法人名は非公表としているほか、この場での議論が選定委員会における審査内容に至ったとき、それが公となることで法人に不利益を及ぼす恐れがございますことから、会議を非公開とさせていただきます。そのため、この案件となりましたら、傍聴・報道関係者については、退席していただきます。また、その資料である「資料5」については、委員の皆様には後程配付し、会議終了後回収させていただきます。

協議事項(2)「函館市地域包括支援センターの事業評価について」の資料である「資料3」ですが、事業評価結果の公表は後日となりますので、傍聴・報道関係者については、会議終了後回収させていただきます。

次に、机上に配付しております資料について確認いたします。「座席表」、「委員名簿」はございますでしょうか。

これより、次第に沿って会議を進めてまいります。

## 2 承認事項

### (1) 介護予防支援業務の一部委託に係る指定居宅介護支援事業者について

(岩井会長)

はじめに、承認事項(1)「介護支援業務の一部委託に係る指定居宅介護支援事業者について」を事務局から説明願います。

(鈴木課長)

それでは資料1をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩井会長)

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

ご意見等がないようですので、承認事項(1)「介護予防支援業務の一部委託に係る指定居宅介護支援事業者について」は、協議会として承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(岩井会長)

それでは承認とさせていただきます。

## 3 協議事項

### (1) 函館市地域包括支援センターの収支決算について

(岩井会長)

次に、協議事項(1)「函館市地域包括支援センターの収支決算について」を事務局か

ら説明願います。

(佐藤課長)

資料2をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩井会長)

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

(中村委員)

1 ページ目と2 ページ目の収支の合算が最終的のものになるということによろしいでしょうか。よろこびだけが1,000万円を超えた赤字になっていますが、何か要因があるのででしょうか。

(佐藤課長)

はい。合算したものがセンターの全体の収支となります。実際には、どのような理由で赤字になっているのか、例えば、勤続年数が長い職員が多く人件費の支出が委託料を超えているのかなど、各法人により異なる理由があると思いますし、本当はその理由を突き止めていかなければならないのですが、今回はそこまでできませんでした。

(中村委員)

厚生院のその他の収入が他の法人に比べて多いですが、何にあたるのでしょうか。また、西堀の保守料と委託費も他の法人に比べて多いですが、きちんと監査や指導をしたうえで、市として適正と判断しているということなのですか。

(佐藤課長)

申し訳ありませんが、内容の確認はしておりませんでした。また、収支決算に関しては、監査は実施しておりません。運営協議会では収支決算についての評価をさせていただくということになっておりますが、どのように報告するとよいのかこれまでの協議会で議論もしておりますし、私どもとしても迷っている状況であります。できるだけ項目を整理して報告したかったのですが、なかなか括りづらいということもありまして、今回はありのままを報告することとなりました。また、収支決算の内容について市としても気になる場所がありますが、妥当かどうかを判断するのは難しいとも考えております。

(岩井委員)

詳しく報告したのは、今回が初めてということですか。

(佐藤課長)

はい。細かい数字は把握していましたが、皆様へは、これまでは大きな括りで報告していました。今後は、もう少し理解しやすい報告になるよう検討していきたいと思えます。

(岩井委員)

他に、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

ご意見等がないようですので、協議事項(1)「函館市地域包括支援センターの収支決算について」は、ただ今出された意見を参考にさせていただきたいと思えます。

## (2) 函館市地域包括支援センターの事業評価について

(岩井委員)

次に、協議事項(2)「函館市地域包括支援センターの事業評価について」を事務局から説明願います。

(佐藤課長)

資料3をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩井会長)

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

結果の公表について、評価結果をホームページで公表することについて、委員会での承認が必要ということでしょうか。それとも、異論がなければ公表しますということでしょうか。

(佐藤課長)

各法人には事前に説明をして了解を得ておりますが、委員会では公表についての了解を頂いておりませんでしたので、今回はじめて結果を公表するにあたり、皆様の了解をいただきたいと思っております。

(岩井会長)

それでは、ホームページでの結果の公表について、何かご意見ございますでしょうか。

意見がないようですので、ホームページでの結果の公表は問題ないということで、進めていただければと思います。

(佐藤課長)

資料 3 ページの「5. 今年度以降の方向性について」ですが、今回報告したのは平成 26 年度の事業評価でございます。結果がまとまるまで時間がかかりますし、平成 28 年度からは 10 センターになるということで、平成 27 年度の事業評価を実施したとしてもセンターの活動に反映することが難しいと考えております。そこで、平成 27 年度の事業評価は今回報告した様式では実施せず、実績の報告としたいと考えております。

なお、10 センターとなる平成 28 年度は、今回報告した様式で事業評価を実施したいと考えております。

事業評価を実施することで、市も法人の質が高まっていると実感しており、毎年実施するのがベターだとは思っていますが、事業評価の実施にかかる業務量も多いことから、今後は 3 年に 1 回の実施とし、事業評価を実施しない年度については、もう少し簡易な形で評価を実施できるよう、別の様式の検討等を行っているところであります。

(岩井会長)

来年度から圏域が増えるので、平成 28 年度の事業評価を平成 29 年度に入ってから実施し、それ以降は 3 年に 1 回は詳しい評価を行い、その間は簡易的なもので評価することでしょうか。

(佐藤課長)

はい。そういうことでございます。

(岩井会長)

説明のありました今後の評価の方向性について、何かご意見ございますでしょうか。

意見がありませんので、その方向で進めていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(岩井会長)

事業評価について、その他に何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

(齊藤副会長)

運営体制評価の業務管理で、「③職員のメンタルヘルスに配慮した組織のマネジメントを行っていますか。」という質問に対して、「1. 定期的なメンタルヘルスチェックや相談体制を整備している。」と回答した法人が 1 か所で、他の法人は、「2. 定期的なメンタルヘルスチェックは実施していないが、相談体制を整備している」と回答しておりました。センターだけではなく、各職場、とくに対人援助職の場合には燃え尽きてしまう場

合もあり、メンタルヘルスチェックや相談体制を整備することが重要になってきていると思います。そこで、どのようなメンタルヘルスチェックをしていると

「1」と評価できるのかなど、具体的な方策があるのかということをお教えいただきたいと思っています。

(塚本主査)

評価の実施にあたっては、ヒアリングということで、法人本部の方とも面接をさせていただいています。具体的な方法としては、特定のチェックリストを1年に1回実施しているところもあれば、いつでも専門家への相談ができる体制を整えているところもあります。各法人の実施内容の組み合わせによって、評価が「1」になるのか「2」になるのか分かれているところでもあります。

(岩井会長)

よろしいでしょうか。他に、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

(佐藤課長)

補足してよろしいでしょうか。運営体制評価の人事・管理体制で、こんが「3」という評価になっている項目がいくつかあります。これは、一時期保健師が確保できない期間があったため、改善を要するという評価となっておりますが、現在は確保されています。

また、よろこびが「③経験を重ねた管理者の配置ができていますか。」という項目で改善を要するという評価となっております。管理者の包括継続年数が5年以上でなければならないということではなく、包括勤続年数が長い方が好ましいという評価項目になっており、評価結果としては他の法人と差がついていますが、実際の実務での支障はほとんどないと考えております。

(柏原委員)

ホームページで公表するのは、結果を1ページにまとめたものですか。それとも、各センターの詳細な評価でしょうか。

(佐藤課長)

両方を公表いたします。

(中村委員)

先ほど説明のあった管理者の包括継続年数について、平成28年度から新たな体制になるとは思いますが、今後の評価では平成27年度までの経験も加味されることになるのでしょうか。

(佐藤課長)

はい、そういうことです。

(岩井会長)

他に、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

ご意見等がないようですので、協議事項(2)「函館市地域包括支援センターの事業評価について」は、ただいま出された意見を参考にさせていただきたいと思っています。

### (3) 地域密着型サービス事業所の指定等について

(岩井会長)

次に、協議事項(3)「地域密着型サービス事業所の指定等について」を事務局から説明願います。

(阿部課長)

資料4をご覧ください。(資料のとおり説明)

(岩井会長)

ただいまの説明につきまして、何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

ご意見等がないようですので、協議事項(3)「地域密着型サービス事業所の指定等について」は、協議会として特に意見がないということにいたします。

#### (4) その他

(岩井会長)

次に、協議事項(4)「その他」について事務局および委員の皆様から何かございますでしょうか。

(佐藤課長)

事務局から1件相談したいことがあります。最初にお話ししました、函館市地域包括支援センター運営法人の選定の協議を非公開にすることに関して、応募法人名は非公表としていること、議論の内容によっては応募法人の不利益になるような話になる可能性もあるということで、事務局としては非公開で協議したいと考えております。ただ、本協議会の設置要綱で会議を非公開で実施するときの規定がなく、要綱上は定めのない事項は、会長が会議に諮って定めるという規定がありますので、この場で皆様のご了解をいただきたいと思っております。

(岩井会長)

それでは事務局から説明がありましたとおり、これからの議論は非公開ということでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(岩井会長)

それでは非公開としたいと思います。

(板谷主査)

それでは冒頭に申しましたとおり、ここからは傍聴者・報道関係者につきましてはご退席願います。なお、資料3につきましては机上に置いて頂ければ順次回収いたします。

## 4 承認事項

### (1) 函館市地域包括支援センター運営法人の選定について

(岩井会長)

それでは、承認事項(1)「函館市地域包括支援センター運営法人の選定について」を事務局から説明願います。

(佐藤課長)

前回の運営協議会で募集要項を皆様にお示ししまして、8月から9月にかけて公募を行いました。その後、10月に選定作業を行いましたので、今回、運営法人の選定に関してお諮りするものであります。

募集圏域ですが、日常生活圏域の10圏域全てについて公募しました。応募資格は、函館市内に主たる事業所を有する社会福祉法人または医療法人であって、市内において介護保険サービス事業を運営していることで、延15法人が応募されました。選定方法については、選定委員会を設置し、書類審査やプレゼンテーションによる審査を行っています。今日ご承認をいただければ、明日、応募法人へ結果を通知し、結果を公表する予定となっています。

各圏域の選定結果とセンターの設置予定地をお知らせします。(以下のとおり説明)

<函館市地域包括支援センター運営法人 選定結果およびセンター設置予定地>

西 部 : 医療法人 聖仁会 (函館市旭町4番12号)  
中央部第1 : 医療法人 大庚会 (函館市松風町18番14号)  
中央部第2 : 医療法人 大庚会 (函館市時任町35番24号)  
東央部第1 : 社会福祉法人 函館厚生院 (函館市湯川町3丁目29番15号)  
東央部第2 : 社会福祉法人 函館厚生院 (函館市高丘町3番1号)  
北東部第1 : 社会医療法人 仁生会 (函館市中道2丁目6番11号)  
北東部第2 : 医療法人 亀田病院 (函館市昭和1丁目23番11号)  
北東部第3 : 社会医療法人 仁生会 (函館市神山1丁目25番9号)  
北 部 : 医療法人社団 向仁会 (函館市桔梗1丁目14番1号)  
東 部 : 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会 (函館市浜町538番地2)

以上10法人を選定したいということで、お諮りいたします。

(質疑等については省略)

(岩井会長)

承認事項(1)「函館市地域包括支援センター運営法人の選定について」は協議会として承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(岩井会長)

それでは承認させていただきます。

## 5 閉会

(岩井会長)

閉会となりますが、事務局から何かございますでしょうか。

(佐藤課長)

運営協議会は、地域包括支援センターの適正な運営のために開催しておりますが、センターの職員が傍聴者という立場で参加していることについて、少々疑問に感じております。事務局の説明で各センターの取り組みなど至らない点もあると思いますが、基本的に傍聴者は発言することができないので、色々問題はあるのかもしれませんが、今後、センターの職員を構成員に追加したいと考えています。これから10圏域になるので、それぞれ意見を聞くというのは大変ですが、現場ではこのようなことに悩んでいるというような話があってもいいのではないかと考えています。私達もセンターのことは理解しているつもりではありますが、委員とは別の立場で、現場の声を発言していただけるといいかと思うのですが、いかがでしょうか。

(岩井会長)

事務局からの提案について、皆様の意見をお聞かせ願いたいと思います。

(新館委員)

構成員として追加しても差し支えないと思います。現場の声は参考になりますし、

色々意見がでるのではないかと思います。

(佐藤課長)

インターネットで他の市町村の運営協議会の会議録を見ることができるのですが、包括支援センターの職員を構成員に入れているところと入れていないところがあります。入れているところでも参画の仕方が微妙に異なるということはあるのですが、やはり構成員として参加していただくことが自然ではないかと思っています。

(岩井会長)

これまでずっとセンターの職員が傍聴に来ていらして、協議の場面で現場の声を聴いてみたいと思うことは多々ありました。そういう部分で、発言の機会をもっといただくということは良いと思います。自由に発言していただくのか、例えば、我々が質問をしたときに発言していただくのかなど、細かいところはこれから検討していただかなければならないとは思いますが、方向性としては決して悪いことではないと思っています。

(中村委員)

運営協議会の設置の趣旨が、外部の第三者に厳しく評価してもらうということであれば入れない方がよいと思いますが、運営協議会の意見も踏まえて積極的に運営していくということであれば、ぜひ構成員として参加してもらった方がよいと思います。趣旨としては、どちらなのでしょう。

(佐藤課長)

堅苦しい言葉でいうと適正な運営をしているかどうかを評価するというものです。市の委託業務は、上から目線というような印象があるかもしれませんが、センター業務の委託に関しては、お互いが協力、連携し合って運営していく、お互いが高め合っていくというようなものだと感じております。そのため、センターの運営を協議し合う場面なので、センター職員にも参加してもらったほうが自然ではないかと考えております。

(中村委員)

現在事務局で説明しているところを、各々のセンターで行ってもらいたいというイメージですか。

(佐藤課長)

やはり責任の主体は市にありますので、説明責任は市にあると考えています。ただ、特徴ある事業を実施しているということや現場で感じる問題点などは、センター職員の生の声を聞いた方がよいと思います。

基本的には、こちらから振って話をしてもらいたいことを考えています。

(齊藤副会長)

承認に関わるということではなく、協議の場で事務局が説明しきれない部分について、現場の声として議論の俎上にのせるということであれば、会長のおっしゃっていたことも近いような気もしますし、良いのではないのでしょうか。

(佐藤課長)

センターの職員がどのような時に意見を述べるかなど、線引きはきっちりしていかなければならないと思っています。

(岩井会長)

基本的には、センターの運営を協議する会議ですから、センターに関係している人でなく、それ以外の人たちで客観的に評価するというのが基本になると思います。ただ、これだけのメンバーが集まってセンターに関する事を議論するにあたっては、実際に実施している方の意見や情報を聞きたいというような場面が生ずることが多いと思いますので、そのような条件であれば問題ないと思いますが、皆様いかがでしょうか。



(委員)

異議なし。

(佐藤課長)

平成 28 年 4 月からそのような形にしたいと考えておりますので、次回の会議の場で要綱の改正案をお示しできればと考えております。

(岩井会長)

それでは、次回に要綱の案を事務局に提示していただきたいと思います。

他に、ご意見ございますでしょうか。

～意見なし～

(板谷主査)

これをもちまして、平成 27 年度第 2 回函館市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。「資料 5」は、机の上に置いておいていただければ、順次回収いたします。

今後の予定といたしましては、来年 2 月頃に第 3 回目の協議会の開催を考えておりますので、その際にも、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。